四類			
岡山県の区域	一五二円	一三七円	一二二円　一〇六円　九一円
香川県の区域	一八〇円	一六二円	一四四円　一二六円　一〇八円
山口県の区域	一八七円	一六八円	一五〇円　一三一円　一一二円
愛媛県の区域	一九四円	一七五円	一五五円　一三六円　一一六円
埼玉県の区域	一九六円	一七六円	一五七円　一三七円　一一八円
徳島県の区域	二〇一円	一八一円	一六一円　一四一円　一二一円
大分県の区域	二〇六円	一八五円	一六五円　一四四円　一二四円
福岡県の区域	二一四円	一九三円	一七一円　一五〇円　一二八円
長崎県の区域	二二二円	二〇〇円	一七八円　一五五円　一三三円
兵庫県の区域	二二八円	二〇五円	一八二円　一六〇円　一三七円
六類 全国の区域	二一〇円	一八九円	一六八円　一四七円　一二六円
七類 全国の区域	一六三円	一四七円	一三〇円　一一四円　九八円

○農林水産省告示第千六百五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定により公示する。

平成二十一年十一月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　小沢　鋭仁

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数

操業区域	操業期間	船舶の総トン数別の区分	隻数
北緯四十六度七秒の線以南、北緯三十七度十一秒の線以北の日本海の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。 一　北緯四十五度八秒の線以北、東経百四十度三十九分四十六秒の線以東の海域 二　北海道礼文郡礼文町カラントナイ岬突端、北緯四十五度四十三分三十二秒の線と同道小樽市高島岬突端北の線との交点、同道積丹郡積丹町神威岬突端北西の線と同道寿都郡寿都町弁慶岬突端正北の線との交点、同道突端正北の線と北緯四十三度九秒の線と日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の海域	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の海域	次に掲げる船舶 一　旧トン数適用船舶であって三〇トン以上一五三トン未満のもの 二　旧トン数適用船舶以外の船舶であって三〇トン以上一八五トン未満のもの	四

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十一年十一月三十日から平成二十二年二月二十八日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十二年三月二十日から平成二十三年三月十九日までとする。

2　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることができる。

一　農林水産大臣が政府間の取決めを実施するため必要があると認めて漁獲量の限度を定めたときは、これを超えてさけ・ます類を採捕してはならない。

二　前号の漁獲量の限度について、農林水産大臣から送付を受けた書類は、これを船内に備え付けておかなければならない。

三　農林水産大臣が政府間の取決めを実施するため必要があると認めて操業区域のうち別に定めて通知する区域においては、別に定めて通知する期間、操業してはならない。

三　新潟県上越市鳥ケ首岬灯台中心点、同県佐渡市沢崎鼻灯台中心点南西二十海里の点、石川県輪島市禄剛埼突端北西三十海里の点、同県輪島市猿山岬灯台中心点北西三十海里の点及び同県加賀市加佐岬突端北西三十海里の点を順次に結ぶ線以南の海域

四　北海道松前郡松前町大島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域

五　北海道松前郡松前町小島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域

六　新潟県佐渡市佐渡島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域

七　石川県輪島市舳倉島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域

備考　旧トン数適用船舶とは、昭和五十七年七月十七日以前に建造され、又は建造に着手された船舶（昭和五十七年七月十八日以降に船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕が行われた船舶を除く。）をいう。